

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に係る要介護認定事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に係る要介護認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

平成31年3月8日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に係る要介護認定事務
②事務の内容 ※	<p>介護保険制度は、加齢による病気等により入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練等を必要とする人に対して、保険医療サービス及び福祉サービス(以下、この評価書において「介護保険サービス」という。)を提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年に創設された社会保険制度である。</p> <p>要介護認定とは、被保険者が要介護状態又は要支援状態に該当するかどうか、該当するならばどの程度なのか(以下、「要介護度」という。)を判定することである。市町村等の介護保険の保険者(以下、「保険者」という。)は、被保険者からの申請に基づき被保険者の心身の状況について調査を実施し、保険者に設置される横浜市介護認定審査会が調査結果に基づいて要介護度の判定を行う。</p> <p>要介護状態や要支援状態等であると判定された被保険者が、介護保険サービスのうち施設入所以外でのサービス(以下、「居宅介護サービス等」という。)を利用する場合、被保険者は保険者に届出を行う。届出を受けた保険者は、事業者からの費用請求に備えて届出の内容を記録する。</p> <p>このほか、他市町村との間で住所異動があった被保険者に係る要介護認定等のために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき要介護認定に係る情報の照会及び提供を他の保険者等との間で行う。</p> <p>※ 詳細は別添1のとおり。</p>
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 30万人以上 ]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	統合番号連携システム
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。</p> <p>統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。</p> <p>(1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。</p> <p>(3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。</p> <p>(4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。</p> <p>(5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</p> <p>(6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。</p> <p>(8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[ ○ ] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[ ] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[ ○ ] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[ ○ ] その他 ( 中間サーバー、既存業務システム )</div> </div>





3. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険システム2(認定マスタ) (2)統合番号連携ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>当該事務において、次のファイルを下記の目的遂行のため取り扱う。</p> <p>(1) 介護保険システム2(認定マスタ)  ・介護保険法による要介護認定事務について、正確かつ効率的に事務を行うため、介護保険システム2を利用する。  ・統合番号連携システムと連携し、情報提供を行う。</p> <p>(2) 統合番号連携ファイル  ・個人の特定を正確かつ効率的に行う。  ・番号法第19条第7号及び第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>(1) 介護保険システム2(認定マスタ)  統合番号連携ファイル等と連携することにより、介護保険法による要介護認定事務について、手作業による回答(照会)事務の効率化及び手作業における個人特定誤り、記載誤りによる誤回答(照会)のリスク低減が期待される。</p> <p>(2) 統合番号連携ファイル  ・統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐づけて管理することにより、個人を特定する際の正確性が向上すること、また、事務の効率化に資することが期待できる。  ・住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。  ・個人番号を保有するファイルを局所化し、漏洩リスクを低減できる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第1項第4号、第5号及び第6号(介護保険法による要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更、要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務)</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>

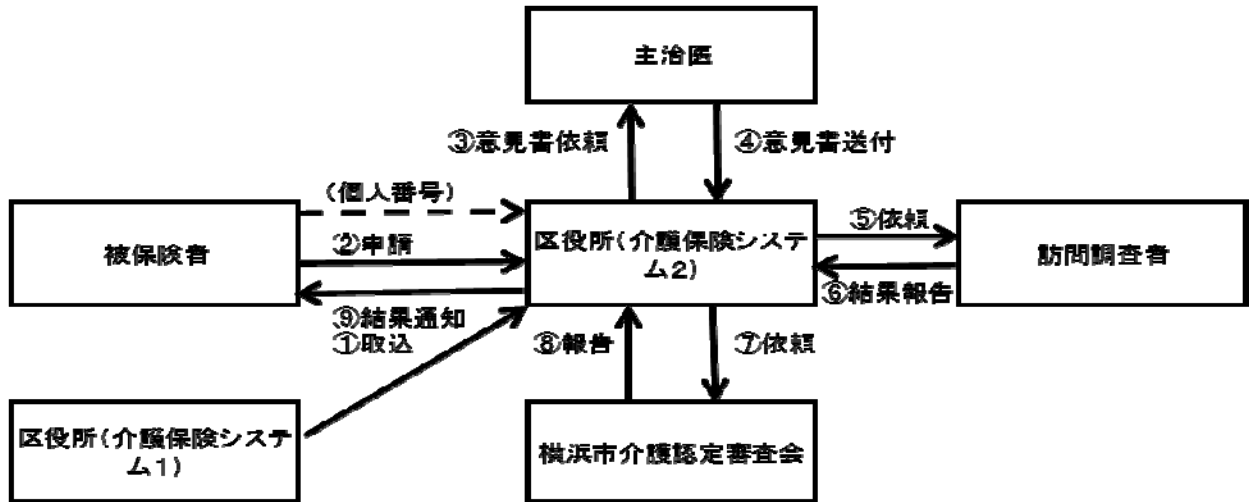
<p>②法令上の根拠</p>	<p>【提供】番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二の2項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)、5項(船員保険法による保険給付の支給に関する事務)、6項(船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務)、17項(予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務)、22項(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務)、26項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)、33項(私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務)、42項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、43項(国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務)、56の2項(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務)、61項(老人福祉法による福祉の措置に関する事務)、62項(老人福祉法による費用の徴収に関する事務)、80項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、81項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務)、87項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)、94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)、97項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務)、108項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務)、109項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務)及び119項(平成25年法律第63号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二主務省令」という。)第2条、第5条、第6条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>【照会】番号法第19条第7号別表第二の94項別表第二主務省令第47条</p>
<p><b>7. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>介護保険課長</p>
<p><b>8. 他の評価実施機関</b></p>	
<p></p>	



**(別添1) 事務の内容**

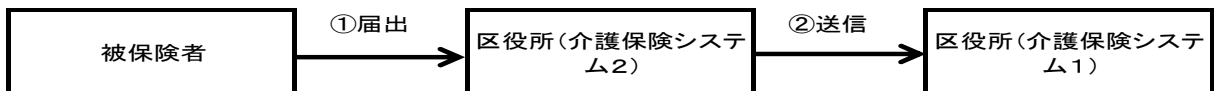
**1 要介護認定**

- ①介護保険システム2は、介護保険システム1と連携し、介護保険の資格を取得した被保険者の情報を取込む。
- ②被保険者が要介護認定の申請を行う。個人番号が記載された申請書類は所定の場所に保管し外部に持ち出さない。
- ③申請を受けた区役所は介護保険システム2に申請内容を入力(生活保護受給者の場合、区福祉保健センター生活支援課から生活保護受給者情報が文書で提供されるためこれも入力)する。主治医に意見書の作成を依頼する。  
※ 個人番号は介護保険システム2に入力しない。
- ④主治医から意見書が送付される。区役所は介護保険システム2に返送日を入力する。
- ⑤区役所は訪問調査者(区役所職員又は委託先)に依頼して被保険者の状況の調査を行う。
- ⑥調査結果を受け、区役所は介護保険システム2に調査結果を入力する。
- ⑦区役所は、主治医による意見書及び調査の結果を横浜市介護認定審査会に提出し、要介護度の判定を依頼する。
- ⑧要介護度の判定結果が区役所に報告され、区役所は介護保険システム2に判定結果を入力する。
- ⑨区役所は、報告に基づく認定通知書又は非該当通知書等を被保険者に送付する。



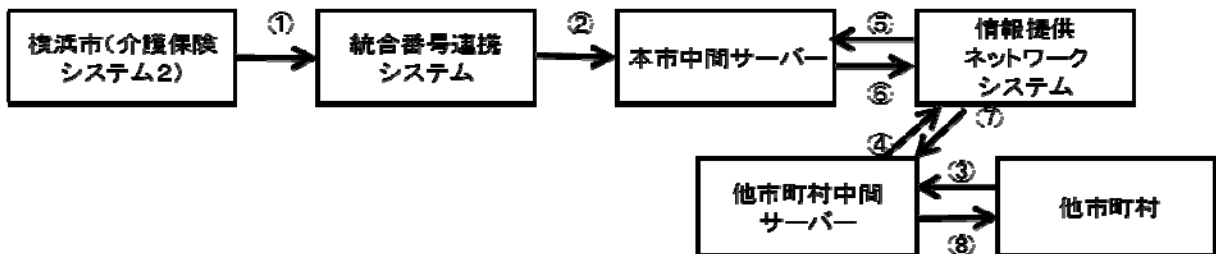
**2 居宅介護サービス等の届出**

- ①利用する介護保険サービスが決まった被保険者は、区役所に利用開始の届出を行う。
- ②届出を受けた区役所は介護保険システム2に入力する。入力されたデータは介護保険システム1に送信される。



**3 要介護認定事務に関する情報提供**

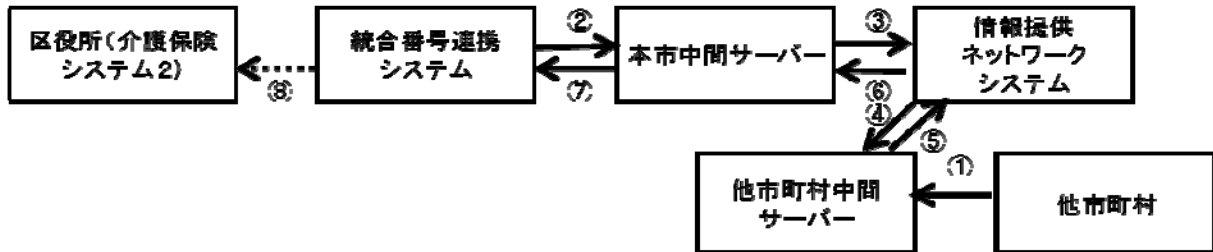
- ①介護保険システム2は業務固有番号を基に統合番号連携システムへ情報を送信する。
- ②統合番号連携システムは統合番号により本市中間サーバーへ情報を送信する。
- ③他市町村は他市町村中間サーバーへ情報提供を依頼する。
- ④他市町村中間サーバーは情報提供ネットワークシステムへ情報提供を依頼する。
- ⑤情報提供ネットワークシステムは本市中間サーバーへ情報提供を依頼する。
- ⑥本市中間サーバーは情報提供ネットワークシステムへ情報を送信する。
- ⑦情報提供ネットワークシステムは他市町村中間サーバーへ情報を送信する。
- ⑧他市町村中間サーバーは他市町村へ情報を送信する。





4 要介護認定事務に関する情報照会

- ①他市町村は他市町村中間サーバーへ情報を送信する。
- ②区役所は統合番号連携システムから統合番号により本市中間サーバーへ情報提供を依頼する。
- ③本市中間サーバーは情報提供ネットワークシステムへ情報提供を依頼する。
- ④情報提供ネットワークシステムは他市町村中間サーバーへ情報提供を依頼する。
- ⑤他市町村中間サーバーは情報提供ネットワークシステムへ情報を送信する。
- ⑥情報提供ネットワークシステムは本市中間サーバーへ情報を送信する。
- ⑦本市中間サーバーは統合番号連携システムへ情報を送信する。
- ⑧区役所は統合番号連携システムから情報を読み取り、必要に応じて介護保険システム2に入力する。



(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム2(認定マスタ)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法に係る要介護認定申請者、要支援認定申請者及び事業対象者
その必要性	要介護、要支援の認定等の情報の管理や要介護度等に基づく介護保険サービスの給付を正確かつ効率的に行うために必要である。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	その他識別情報は、介護保険システム1と連携し被保険者の資格情報を取込むために必要である。4情報、連絡先、その他住民票関係情報は、被保険者の特定、被保険者との連絡、DV被害者等の把握のために保有する。介護・高齢者福祉関係情報は、要介護認定事務の基幹情報であり記録は必須である。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	健康福祉局介護保険課、高齢在宅支援課 鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課 西区福祉保健センター高齢・障害支援課 中区福祉保健センター高齢・障害支援課 南区福祉保健センター高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民局窓口サービス課が管理する住民基本台帳 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、国民健康保険組合 )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )
③入手の時期・頻度	日次及び月次となる。
④入手に係る妥当性	介護保険認定事務は介護保険制度を維持するために必要な介護保険法の要請によるものであり、その要請実現のために入手している。
⑤本人への明示	介護認定事務は介護保険制度を運営・維持するために必要な介護保険法の要請による事務であり、利用目的は明らかである。 また、他の機関等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されている。
⑥使用目的 ※	介護保険認定による介護保険サービス提供事務のため
変更の妥当性	—
⑦使用の主体	<b>使用部署</b> ※ 健康福祉局介護保険課、高齢在宅支援課 鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課 西区福祉保健センター高齢・障害支援課 中区福祉保健センター高齢・障害支援課 南区福祉保健センター高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課
	<b>使用者数</b> [ 500人以上1,000人未満 ] <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> &lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  3) 50人以上100人未満  5) 500人以上1,000人未満 </div> <div style="text-align: center;"> 2) 10人以上50人未満  4) 100人以上500人未満  6) 1,000人以上 </div> </div>
⑧使用方法 ※	介護保険被保険者の要介護認定に係る情報を適正に管理し、介護保険の運営に必要な介護保険サービス提供を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐付けることで、他のシステムとの照会・情報提供や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。
情報の突合 ※	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。
情報の統計分析 ※	介護保険の認定情報の推移を統計している。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	介護保険サービス提供の制限
⑨使用開始日	平成28年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
委託事項1	介護保険システム2保守業務委託
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 介護保険法に係る要介護認定申請者、要支援認定申請者及び事業対象者
	その妥当性 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、上記の範囲を取り扱う必要がある。要介護認定事務に必要な項目は本システムで管理しており、事務遂行のためにはすべての項目を対象とする必要があるため
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	株式会社NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項 システム運用保守支援業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 7 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 5 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法19条第7号別表第二の26項
②提供先における用途	生活保護の実施、生活保護の申請に係る事実についての審査、職権による生活保護の開始もしくは変更、生活保護の停止もしくは廃止及び徴収金の徴収のため
③提供する情報	認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給限度基準額)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第7号別表第二の61項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置及び措置に要する費用の支弁のため
③提供する情報	認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時

<b>提供先3</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第7号別表第二の62項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収のため
③提供する情報	認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
<b>提供先4</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法19条第7号別表第二の80項
②提供先における用途	介護合算算定基準額等の通知及び高額介護合算療養費の支給のため
③提供する情報	認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時

<b>提供先5</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法19条第7号別表第二の87項
②提供先における用途	中国残留邦人の支援給付の実施、支援給付の申請に係る事実についての審査、職権による支援給付の開始もしくは変更、支援給付の停止もしくは廃止及び徴収金の徴収のため
③提供する情報	認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給限度基準額)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第7号別表第二の94項
②提供先における用途	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認のため
③提供する情報	認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時



<b>提供先7</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第7号別表第二の56の2項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成のため
③提供する情報	認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給限度基準額)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
<b>移転先1</b>	健康福祉局障害福祉部 障害企画課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一第84項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(以下、「番号条例」という。)第4条第3項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付、自立支援医療費の費用負担の算定、変更のため
③移転する情報	認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給限度基準額)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時



<b>移転先4</b>	健康福祉局生活福祉部 生活支援課
①法令上の根拠	番号条例第4条第2項
②移転先における用途	・生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの
③移転する情報	認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給限度基準額)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
<b>移転先5</b>	健康福祉局高齢健康福祉部 高齢在宅支援課、高齢施設課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第41項 番号条例第4条第3項
②移転先における用途	・老人福祉法による措置の決定、費用の負担額決定に関する事務 ・老人福祉法による養護老人ホームの入所措置の決定、費用の負担額決定に関する事務
③移転する情報	認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給限度基準額)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証またはIDカードを用いて厳重に管理する。</li> <li>・システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。</li> <li>・申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[ 定められていない ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<p>認定期間終了後の再申請及び他市町村からの再転入後の再申請の際に前歴を確認する必要があり、被保険者の死亡が確認されない限り既存のデータを必要とするため、保管期間は不定となる。</p>												
③消去方法		<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> <li>・紙書類：入手した書類、システムから出力した帳票は外部業者による溶解処理を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												
7. 備考														
-														

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
統合番号連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の者)のうち、本市で個人番号を把握した者。
その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。
④記録される項目	[ 10項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するために保有する。 その他住民票関係情報：統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日

⑥事務担当部署	健康福祉局介護保険課、高齢在宅支援課 鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課 西区福祉保健センター高齢・障害支援課 中区福祉保健センター高齢・障害支援課 南区福祉保健センター高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民局窓口サービス課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム）
③入手の時期・頻度	◎住民登録内の者の分 住民基本台帳への記載又はその変更時に、都度、システム間の連携により自動的に入手する。 ◎住民登録外の者の分 ○本人又は本人の代理人からの紙書類による入手。 介護保険法第12条(届出等)の規定により、第1号被保険者には届出の義務があり(65歳年齢到達により被保険者となった場合を除く。)、住民登録外のものであっても、資格の取得及び喪失に関する事項等について届出なければならない。 ○住民基本台帳ネットワークシステムから即時提供方式による入手。 ・本人又は本人の代理人が上記紙書類に記載した情報と、統合番号連携システムで管理する情報とが相違する際に、最新情報を確認するために都度入手する。 ○住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式による入手。 ・定期更新。1日1回。統合番号連携システムに登録のある住民登録外の者全て。
④入手に係る妥当性	要介護認定事務は介護保険制度を維持するために必要な介護保険法の要請によるものであり、その要請実現のために入手している。 住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載またはその変更時に、都度、システム間の連携により自動的に入手するため、別途提供を受ける必要はない。 住民登録外の者の分：住民登録の有無に関わらず、介護保険では市町村の区域内に住所を有する者が第1号又は第2号(医療保険加入者に限る)被保険者となるため、住民登録外の者であっても、住民登録内の者と同様に被保険者としての管理が必要である。また、住所の確認については、居住の事実を示す書類(公共料金の明細書や賃貸契約書等)を確認することにより住所認定を行う。



⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は本人の代理人から特定個人情報の提供を受ける場合は、当該事務が番号法第9条別表1第68項で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。</li> <li>・個人番号及び4情報は住民基本台帳法で定義する本人確認情報であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条の定めにより改正される住民基本台帳法の別表第二の5の24及び別表第四の4の24において、当該事務で本人確認情報を使用して良い旨が明示されている。</li> <li>・書面提出などによる入手のため本人又は本人の代理人に直接説明できない場合にあっても、本人確認情報の使用については上記のとおり明示されている。</li> <li>・介護保険に係る被保険者資格の管理事務は介護保険制度を運営・維持するために必要な介護保険法の要請による事務であり、利用目的は明らかである。</li> </ul> <p>また、他の機関等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されている。</p>	
⑥使用目的 ※	要介護認定による介護保険サービス提供事務のため	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局介護保険課、高齢在宅支援課 鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課 西区福祉保健センター高齢・障害支援課 中区福祉保健センター高齢・障害支援課 南区福祉保健センター高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課
	使用者数	[ 500人以上1,000人未満 ] <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号を生成する。</li> <li>住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。</li> <li>住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。</li> <li>・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。</li> <li>・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。</li> <li>・統合番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。</li> </ul>	
	情報の突合 ※	個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。
	情報の統計分析 ※	—
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成27年10月5日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件
委託事項1	運用保守業務委託
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性 作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	日本ソフトウェアマネジメント株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項 システム運用保守支援業務

委託事項2～5	
委託事項2	オペレーション業務委託
①委託内容	システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</span>
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性 作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	株式会社SH-Net
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項 オペレーション支援業務

<b>委託事項3</b>		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		未定
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無		[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない

**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>	<p>&lt;横浜市における措置&gt;                  ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。                  ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。                  ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。                  ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。                  ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。                  ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。                  ・申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。                  ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 689 466 828"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="466 689 1516 828"> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                      10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 828 466 1041"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="466 828 1516 1041"> <p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間または本市の個人番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。                  ・業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。                  ・個人番号、4情報その他の項目は、本市全ての個人番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                      10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間または本市の個人番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。                  ・業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。                  ・個人番号、4情報その他の項目は、本市全ての個人番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。</p>
<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                      10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間または本市の個人番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。                  ・業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。                  ・個人番号、4情報その他の項目は、本市全ての個人番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p>&lt;横浜市における措置&gt;                  ・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、統合番号連携システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。                  ・紙書類：入手した書類、システムから出力した帳票は外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。                  ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				

**7. 備考**

—

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 介護保険システム2(認定マスタ)

#### 【申請年度情報】

統合番号  
被保険者番号  
申請年月日  
区コード  
住所  
氏名

#### 【認定情報】

性別  
生年月日  
年齢  
続柄  
電話番号  
本籍・国籍  
送付先  
未納有無  
認定調査結果  
主治医意見書情報(健康状態、病歴を含む)  
基本チェックリスト実施日  
基本チェックリストの内容  
要介護状態区分コード  
認定済区分  
認定期間開始年月日  
認定期間終了年月日  
認定申請年月日  
横浜市介護認定審査会の意見  
備考  
区分支給限度基準額

#### 【給付情報】

サービスの種類  
ケアプラン作成日  
ケアプラン作成事業所

#### 統合番号連携ファイル

- ・個人番号
- ・統合番号
- ・4情報
- ・業務固有番号
- ・自動応答不可フラグ用サイン

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム2(認定マスタ)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本システム(介護保険システム2)では、要介護認定者に係る情報のみを管理対象としていることから、本人以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	申請等の様式は事務上規定のものを用いており、また、保有対象となるデータの項目は認定・介護保険サービスに必要なもののみ保有していることから、規定の項目以外の情報を入手・記録することはない。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人情報の入手については届出によるものであり、特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけている。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	官公庁発行の顔写真付きの証明書により、本人確認を行っており、それらの証明書を持っていない場合については、本人しか知りえない情報を口頭により確認している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号は保有しない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	データ入力時におけるダブルチェック及びデータ格納時の入力項目チェック(オンライン・バッチ)を行い、不整合となるデータをエラーとすることにより整合のとれたデータが管理される仕組みとなっている。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	届出の際の窓口を個別とし、他の住民に情報が漏れないよう配慮している。また、特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけている。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
第三者が手続きを行う場合、その第三者と本人の関係性を慎重に確認する。	



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。</li> <li>・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要な情報との紐付けは不可能である。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要な情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用する際には、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ログインIDとパスワードについて毎年4月に職員の異動に併せ更新する。また、臨時的異動についても、随時更新する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録しており、その記録は5年間保存する。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては個人情報保護に関する職場研修を毎年1回は行い、意識啓発を行っている。また、システムを使用する際には、ログインID、パスワードが必要であり、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。</li> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い、条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 ・従事する者の担当業務を特定する。 ・担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 ・従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	契約にて成果物の納品時に、委託業務を行った際の個人情報の取扱い状況及び取り扱った従業者等の報告をする様定める。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 ・作業場所の外への持ち出し禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</span>
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転が行われる処理日程を定めた電算処理日程表を作成し、処理を実行する。 また、実行された処理の実行結果ログを記録する。 紙で個別に行った場合は、提供した結果をコピーして保存している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。
その他の措置の内容	アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	磁気媒体又は紙での受け渡しの際は、提供又は移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。また、提供又は移転の際専用線を使用したり、庁内連携システムを介するなど閉塞したネットワークの中でやりとりを行う。 紙で個別に行った場合は、提供又は移転先所管課において、関係部署以外へは持ち出さず、使用後は速やかにシュレッダーにかけるように徹底している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	システムにデータを格納する際は入力チェックを実施し誤った情報の登録を防止する。また、磁気媒体又は紙での受け渡しの際は、提供又は移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。さらに、提供又は移転の際専用線を使用したり、庁内連携システムを介するなど閉塞したネットワークの中でやりとりを行う。 紙で個別に行った場合は、提供した結果をコピーして保存している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;                  ○統合番号連携システムの画面において、                  ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。                  ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。                  ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。                  ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。                  ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。                  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。                  (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。                  (※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。                  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;                  ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。                  ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。                  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;  ・統合番号連携システムのサーバをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。  ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;  ・統合番号連携システムのサーバをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。  ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>



リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。</li> <li>・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であることその照会の必要性提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること</li> </ul> <p>を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。</li> <li>・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・誤った相手への提供に対する措置は、&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;により行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室はIDカードを用いて厳重に管理する。</li> <li>・サーバーのラックは施錠し、その鍵をオペレーターが管理し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・バックアップデータはサーバーのラックにて保管する。</li> <li>・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管し、その鍵を管理職が管理する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報にアクセスするサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。</li> <li>・サーバー、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。</li> <li>・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	対象情報を入手するたびにデータの更新を行っており、必要と認められるデータについては履歴管理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	期間を経過した情報の削除は、システムプログラムを作成して削除処理を行っており、適切に処理している。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
統合番号連携ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>○データを登録する際の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。</li> <li>・住民登録外の者の分：介護保険法第12条(届出等)の規定により、必要な届出は被保険者に義務付けられており、個人情報の入手については窓口での届出によるため、その場での本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。</li> </ul> <p>また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p> <p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>○統合番号連携システムに登録してあるデータを利用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</li> </ul> <p>○本人から情報を入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第12条(届出等)の規定により、必要な届出は被保険者に義務付けられており、個人情報の入手については窓口での届出によるため、その場での本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○システムから入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者の分：データセンター内の専用線を用いて、住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して、統合番号連携システムでの使用目的を事前に明示する。</li> <li>・住民登録外の者の分：住民基本台帳ネットワークシステムの即時提供方式による入手及び住民基本台帳ネットワークシステムの一括提供方式による連携データをデータセンター内の専用線を用いて入手することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して、統合番号連携システムでの使用目的を事前に明示する。</li> </ul> <p>○本人または本人の代理人から直接情報を入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務において初めて個人番号を入手する際は、当該事務が番号法第9条で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。</li> <li>・個人番号の提供を受けるときは番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行い、その結果をもとに統合番号連携システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号を照合する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民登録内の者の分: 住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 住民登録外の者の分: 業務で変更を把握した際に、随時に統合番号連携システムに入力する。また、住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式による連携データを入手する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	○システム間の連携により入手する際の措置 ・住民登録内の者の分: 住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分: 住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式により入手する場合は、システム間で自動的に連携する。 両システムとも統合番号連携システムへの連携はデータセンタ内の専用線を使用する。FW、IDS等を設置し、他システム、外部ネットワークからの侵入防止措置を講じる。  ○申請書等の紙書類の管理は業務で入手した特定個人情報を記載した書類の扱いに準ずる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。</li> <li>・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要な情報との紐付けは不可能である。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要な情報との紐付けはできない。また、データの管理、運用については閉塞したネットワークで行っている上で、システムを使用する際には、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。</li> <li>・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は、画像認証等、異なる要素の認証方法を用いて、当該職員が操作していることを認証する。</li> <li>・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>○ID・パスワードの発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。</li> <li>・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを依頼する。</li> <li>・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを行う。</li> </ul> <p>○失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。</li> <li>・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。</li> <li>・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。</li> <li>・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。</li> <li>・操作履歴は一定期間、保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている







その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            ○統合番号連携システムの画面において、            ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。            ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。            ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。            ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。            ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。            ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムのサーバをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。</li> <li>・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="padding-left: 150px;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="padding-left: 150px;">3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権を設定する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。</li> <li>・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること</li> </ul> <p>を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="padding-left: 150px;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="padding-left: 150px;">3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。</li> <li>・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> </ul> <p>・誤った相手への提供に対する措置は、&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;により行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。</li> <li>・統合番号連携システムでは端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。</li> <li>・申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報にアクセスするサーバ及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。</li> <li>・サーバ、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。</li> <li>・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり



⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。</li> <li>・住民登録内だった者の分：削除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</li> <li>・住民登録外だった者の分：統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人番号、4情報</li> <li>・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載及びその変更時にシステム間で自動的に連携する。</li> <li>・住民登録外の者の分：定期的に住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式によりデータを受信し、更新する。</li> <li>・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて統合番号連携システムの画面から更新する。</li> <li>○4情報以外</li> <li>・業務固有番号は、当該事務にて変更した後、統合番号連携システムへ再登録する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は統合番号連携システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。</li> <li>・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。</li> <li>・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>&lt;横浜市における措置&gt; 定期的に自己点検を実施し、実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt; 定期的に個人番号利用事務所管部署間での相互監査を実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;横浜市における措置&gt; 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<p>①請求先</p>	<p>横浜市役所          市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884          鶴見区役所          区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680          神奈川区役所          区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021          西区役所          区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321          中区役所          区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121          南区役所          区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112          港南区役所          区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321          保土ヶ谷区役所          区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221          旭区役所          区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023          磯子区役所          区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335          金沢区役所          区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721          港北区役所          区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221          緑区役所          区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220          青葉区役所          区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221          都筑区役所          区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222          戸塚区役所          区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321          栄区役所          区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335          泉区役所          区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335          瀬谷区役所          区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
<p>②請求方法</p>	<p>指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。          (指定様式はこちら <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/</a>)          請求先に持参又は郵送。</p>
<p>特記事項</p>	<p>受付時に本人確認を行う。</p>
<p>③手数料等</p>	<p>[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span>          閲覧等の手数料は無料。          (手数料額、納付方法: ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。)</p>
<p>④個人情報ファイル簿の公表</p>	<p>[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span></p>
<p>個人情報ファイル名</p>	<p>介護保険システム2(認定マスタ)、統合番号連携ファイル</p>
<p>公表場所</p>	<p>横浜市役所 市民情報センター          231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884</p>
<p>⑤法令による特別の手続</p>	<p>—</p>
<p>⑥個人情報ファイル簿への不記載等</p>	<p>—</p>

## 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0017 横浜市中区港町1-1 (電話 045-671-4254)
②対応方法	本市の情報公開・個人情報保護の関係条例・規則等の規定に従って適切に対応する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年1月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	評価書を本市Webページにて掲載及び市民情報センターに配架し、閲覧できるようにする。郵便、ファクシミリ、本市Webページ(電子申請・届出システム)、番号制度事務とりまとめ課への持参による意見聴取を行う。
②実施日・期間	平成29年3月6日～4月5日
③期間を短縮する特段の理由	特になし
④主な意見の内容	期間中、意見提出はなし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	平成29年4月26日(水)
②方法	横浜市個人情報保護審議会
③結果	評価書の内容について、修正を求める意見はありませんでした。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム システム5 ①システムの名称	(追加)	情報共有基盤システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム システム5 ①システムの機能	(追加)	情報共有基盤システムは、既存住民基本台帳システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム(以下、基盤関連システム)が利用する住民情報の一元管理を実現する。 (1)統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。 (2)データ連携機能 既存住民基本台帳システム、税務システム等とデータを連携する機能。 (3)データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (4)個人認証機能 基盤関連システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。 (5)システム管理機能 情報共有基盤システム・基盤関連システムにおけるバッチの状況管理、サーバーの死活監視等を行う機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム システム5 ①他のシステムとの接続	(追加)	[ <input type="radio"/> ]既存住民基本台帳システム [ <input type="radio"/> ]税務システム [ <input type="radio"/> ]その他(基盤関連システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月11日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	統合番号連携ファイル ・個人の特定を正確かつ効率的に行う。 ・番号法第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う。	統合番号連携ファイル ・個人の特定を正確かつ効率的に行う。 ・番号法第19条第7号及び第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月12日	I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第4号、第5号及び第6号(介護保険法による要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更、要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務)	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第1項第4号、第5号及び第6号(介護保険法による要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更、要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月13日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【提供】(中略)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二主務省令」という。)第2条、第5条、第6条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3(中略)	【提供】(中略)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二主務省令」という。)第2条、第5条、第6条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3(中略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月14日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【照会】番号法第19条第7号別表第二の26項別表第二主務省令第47条	【照会】番号法第19条第7号別表第二の94項別表第二主務省令第47条	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
平成31年3月15日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 佐藤 泰輔	介護保険課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 3. 特定個人情報の入手・使用	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[O] 情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2認定マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項1 ①委託内容	システムの管理作業及び処理作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者により専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	システムの管理作業及び処理作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者により専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2 認定マスタ) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	後期高齢者広域連合	後期高齢者医療広域連合	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更にあたらない
平成31年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2 認定マスタ) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第1項別表第一第15項	番号法第19条第1項別表第一第15項 番号条例第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2認定マスタ) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	番号条例第4条第1項及び第2項	番号条例第4条第2項	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更にあたらない
平成31年3月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(介護保険システム2認 定マスタ) 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 アクセス権限の発効、失効の 管理 具体的な管理方法	(追加)	また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像 等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防 止する。	事後	セキュリティリスクを明らかに 低減させる変更であるため重 要な変更にあたらない
平成31年3月23日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(介護保険システム2認 定マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効 し、従事者以外の操作を防止する。	従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効 し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像 等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防 止する。	事後	セキュリティリスクを明らかに 低減させる変更であるため重 要な変更にあたらない
平成31年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(介護保険システム2認 定マスタ) 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基 づき、	(※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び 第16号に基づき、	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
平成31年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報ファイルの入 手 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	職員ごとにユーザIDとパスワードを発効する。	職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末 利用時は、画像認証等、異なる要素の認証方 法を用いて、当該職員が操作していることを認 証する。	事後	セキュリティリスクを明らかに 低減させる変更であるため重 要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報ファイルの入手 リスク2 アクセス権限の発効、失効の管理 具体的な管理方法	事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効を依頼する。 システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードの発効を行う。	事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを依頼する。 システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(統合番号連携ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効し、従事者以外の操作を防止する。	従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。	事後	セキュリティリスクを明らかに低減させる変更であるため重要な変更にあたらない
平成31年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(統合番号連携ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、	(※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-233	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年5月25日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	市町村等の介護保険の保険者(以下、「保険者」という。)は、被保険者からの申請に基づき被保険者の心身の状況について調査を実施し、保険者に設置される要介護認定審査会が調査結果に基づいて要介護度の判定を行う。	市町村等の介護保険の保険者(以下、「保険者」という。)は、被保険者からの申請に基づき被保険者の心身の状況について調査を実施し、保険者に設置される横浜市介護認定審査会が調査結果に基づいて要介護度の判定を行う。	事前	重要な変更該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	要介護状態や要支援状態であると判定された被保険者が、介護保険サービスのうち施設入所以外でのサービス(以下、「居宅介護サービス等」という。)を利用する場合、被保険者は保険者に届出を行う。	要介護状態や要支援状態等であると判定された被保険者が、介護保険サービスのうち施設入所以外でのサービス(以下、「居宅介護サービス等」という。)を利用する場合、被保険者は保険者に届出を行う。	事前	重要な変更該当する。
平成29年5月25日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	この外、他市町村との間で住所異動があった被保険者に係る要介護認定等のために、要介護認定に係る情報の照会及び提供を他の保険者等との間で行う。	この外、他市町村との間で住所異動があった被保険者に係る要介護認定等のために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき要介護認定に係る情報の照会及び提供を他の保険者等との間で行う。	事前	重要な変更該当する。
平成29年5月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	介護保険システム1と連携し、介護保険被保険者について要介護認定状況の進捗管理及び介護保険サービス提供管理を行っている。 現在横浜市はシステムの改修を進めており、改修後は統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、中間サーバーを経由して情報の提供・照会を行う。	介護保険システム2は、介護保険被保険者等の資格・給付・賦課・収納事務に係る情報の管理・更新を行う情報システムである介護保険システム1と連携し、介護保険被保険者について要介護認定状況の進捗管理及び介護保険サービス提供管理を行う。 また、介護保険システム2は、統合番号連携システムと連携し、中間サーバーを経由して、番号法に基づく情報の提供を行う。 (1) 業務固有番号管理機能 業務固有番号・統合番号・介護保険認定情報等を紐づけて管理する機能。 (2) 介護保険認定情報等管理機能 介護保険被保険者等に係る認定情報等の管理・更新を行う機能。 (3) データ連携機能 介護保険システム1とのデータ連携機能。 (4) 職員認証・権限管理機能 介護保険システム2の利用者を認証し、権限を管理する機能。	事前	
平成29年5月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[ ]宛名システム等	[○]宛名システム等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[ ] 税務システム	[○] 税務システム	事前	
平成29年5月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	中間サーバーの「システム方式設計書」の記載に沿って、対応予定。	中間サーバーの「システム方式設計書」の記載に沿って、対応する。	事前	
平成29年5月25日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	(1) 統合番号連携ファイル (2) 介護保険システム2(認定マスタ)	(1) 介護保険システム2(認定マスタ) (2) 統合番号連携ファイル	事前	
平成29年5月25日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(1) 統合番号連携ファイル ・介護保険システム2における要介護認定に係る被保険者の管理を適正に行い、番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供、及び情報保有機関への情報照会を円滑に実施するため、統合番号連携システムを利用する。 ・個人の特定を正確かつ効率的に行う。 ・番号法第19条第7号(特定個人情報を提供する事務)に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う。 (2) 介護保険システム2(認定マスタ) ・介護保険法による要介護認定事務について、正確かつ効率的に事務を行うため、介護保険システム2を利用する。	(1) 介護保険システム2(認定マスタ) ・介護保険法による要介護認定事務について、正確かつ効率的に事務を行うため、介護保険システム2を利用する。 ・統合番号連携システムと連携し、情報提供を行う。 (2) 統合番号連携ファイル ・個人の特定を正確かつ効率的に行う。 ・番号法第19条第7号(特定個人情報を提供する事務)に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う。	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(1) 統合番号連携ファイル ・統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐づけて管理することにより、個人を特定する際の正確性が向上すること、また、事務の効率化に資することが期待できる。 ・住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入力する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 ・個人番号を保有するファイルを局所化し、漏洩リスクを低減できる。 (2) 介護保険システム2(認定マスタ) 介護保険法による要介護認定事務について、手作業による回答(照会)事務の効率化及び手作業における個人特定誤り、記載誤りによる誤回答(照会)のリスク低減が期待される。	(1) 介護保険システム2(認定マスタ) 統合番号連携ファイル等と連携することにより、介護保険法による要介護認定事務について、手作業による回答(照会)事務の効率化及び手作業における個人特定誤り、記載誤りによる誤回答(照会)のリスク低減が期待される。(2) 統合番号連携ファイル ・統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐づけて管理することにより、個人を特定する際の正確性が向上すること、また、事務の効率化に資することが期待できる。 ・住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入力する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 ・個人番号を保有するファイルを局所化し、漏洩リスクを低減できる。	事前	
平成29年5月25日	I 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠	(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項の主務省令で定める事務を定める命令第50条第4号及び第5号(介護保険法による要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更、要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務)	(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第4号、第5号及び第6号(介護保険法による要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更、要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二の26項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)、61項(老人福祉法による福祉の措置に関する事務)、62項(老人福祉法による費用の徴収に関する事務)、80項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、87項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)、94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)及び56の2項(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第6号イ～ニ並びに第7号イ、ロ及びハ	【提供】番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二の2項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)、5項(船員保険法による保険給付の支給に関する事務)、6項(船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務)、17項(予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。))の支給に関する事務)、22項(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務)、26項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)、33項(私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務)、42項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、43項(国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務)、56の2項(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務)、61項(老人福祉法による福祉の措置に関する事務)、62項(老人福祉法による費用の徴収に関する事務)、80項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、81項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務)、87項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)、94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)、	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>97項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務)、108項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務)、109項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務)及び119項(平成25年法律第63号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二主務省令」という。)第2条、第5条、第6条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>【照会】番号法第19条第7号別表第二の26項別表第二主務省令第47条</p>	事前	
	(別添1)事務内容 1 要介護認定	<p>②被保険者が要介護認定の申請を行う。</p> <p>③申請を受けた区役所は介護保険システム2に申請内容を入力(生活保護受給者の場合、区福祉保健センター生活支援課から生活保護受給者情報が文書で提供されるためこれも入力)する。主治医に意見書の作成を依頼する。</p> <p>⑤区役所は被保険者の状況の調査を行う。(区役所職員又は委託先が実施する。)</p> <p>⑦区役所は、主治医による意見書及び調査の結果を介護保険認定審査会に提出し、要介護度の判定を依頼する。</p>	<p>②被保険者が要介護認定の申請を行う。個人番号が記載された申請書類は所定の場所に保管し外部に持ち出さない。</p> <p>③申請を受けた区役所は介護保険システム2に申請内容を入力(生活保護受給者の場合、区福祉保健センター生活支援課から生活保護受給者情報が文書で提供されるためこれも入力)する。主治医に意見書の作成を依頼する。</p> <p>※ 個人番号は介護保険システム2に入力しない。</p> <p>⑤区役所は訪問調査者(区役所職員又は委託先)に依頼して被保険者の状況の調査を行う。</p> <p>⑦区役所は、主治医による意見書及び調査の結果を横浜市介護認定審査会に提出し、要介護度の判定を依頼する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務内容 1 要介護認定 図	介護保険認定審査会	横浜市介護認定審査会	事前	
	(別添1)事務内容 3 介護保険に係る要介護認定事務に関する情報提供	①横浜市は他保険者からの要介護認定に係る情報提供依頼を受けて、統合番号を基に情報を送信する。 ※介護保険システム2は現在改修を進めており、情報の提供は改修後に行われる予定。	①介護保険システム2は業務固有番号を基に統合番号連携システムへ情報を送信する。 ②統合番号連携システムは統合番号により本市中間サーバーへ情報を送信する。 ③他市町村は他市町村中間サーバーへ情報提供を依頼する。 ④他市町村中間サーバーは情報提供ネットワークシステムへ情報提供を依頼する。 ⑤情報提供ネットワークシステムは本市中間サーバーへ情報提供を依頼する。 ⑥本市中間サーバーは情報提供ネットワークシステムへ情報を送信する。 ⑦情報提供ネットワークシステムは他市町村中間サーバーへ情報を送信する。 ⑧他市町村中間サーバーは他市町村へ情報を送信する。	事前	
	(別添1)事務内容 3 介護保険に係る要介護認定事務に関する情報提供 図		(前項に合わせ修正)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務内容 4 要介護認定事務に関する情報照会	①横浜市は、介護保険に係る要介護認定事務に必要な情報を他保険者に照会する。 ②他保険者は、横浜市に情報を提供する。 ※介護保険システム2は現在改修を進めており、情報の照会は改修後に行われる予定。	①他市町村は他市町村中間サーバーへ情報を送信する。 ②区役所は統合番号連携システムから統合番号により本市中間サーバーへ情報提供を依頼する。 ③本市中間サーバーは情報提供ネットワークシステムへ情報提供を依頼する。 ④情報提供ネットワークシステムは他市町村中間サーバーへ情報提供を依頼する。 ⑤他市町村中間サーバーは情報提供ネットワークシステムへ情報を送信する。 ⑥情報提供ネットワークシステムは本市中間サーバーへ情報を送信する。 ⑦本市中間サーバーは統合番号連携システムへ情報を送信する。 ⑧区役所は統合番号連携システムから情報を読み取り、必要に応じて介護保険システム2に入力する。	事前	
	(別添1)事務内容 3 介護保険に係る要介護認定事務に関する情報照会 図		(前項に合わせ修正)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	介護保険法に係る要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法に係る要介護認定申請者、要支援認定申請者及び事業対象者	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 2 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	要介護、要支援の認定情報の管理や要介護度に基づく介護保険サービスの給付を正確かつ効率的に行うために必要である。	要介護、要支援の認定等の情報の管理や要介護度等に基づく介護保険サービスの給付を正確かつ効率的に行うために必要である。	事前	重要な変更該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	<input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報	<input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報	事前	重要な変更に応当する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	その他識別情報は、介護保険システム1と連携し被保険者の資格情報を取込むために必要である。 4情報、連絡先、その他住民票関係情報は、被保険者の特定、被保険者との連絡、DV被害者等の把握のために保有する。 生活保護・社会福祉関係情報は、65歳未満の生活保護受給者に要介護認定を行うために必要とする。 介護・高齢者福祉関係情報は、要介護認定事務の基幹情報であり記録は必須である。	その他識別情報は、介護保険システム1と連携し被保険者の資格情報を取込むために必要である。 4情報、連絡先、その他住民票関係情報は、被保険者の特定、被保険者との連絡、DV被害者等の把握のために保有する。 介護・高齢者福祉関係情報は、要介護認定事務の基幹情報であり記録は必須である。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	<input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署(生活保護システム) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人(他都市) <input type="checkbox"/> その他(国家公務員共済組合等の共済組合)	<input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署(市民局窓口サービス課が管理する住民基本台帳) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人(各市区町村) <input type="checkbox"/> その他(全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、国民健康保険組合)	事前	重要な変更に応当する。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 3. 特定個人情報の入手・使用	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 専用線	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 3. 特定個人情報の入手・使用	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 3. 特定個人情報の入手・使用	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 情報提供ネットワークシステム	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 3. 特定個人情報の入手・使用	[○] その他(介護保険システム1)	[ ] その他( )	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	被保険者情報は日次で介護保険システム1から、事業者情報は月1回で国保連合会からとなる。	(削除)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	介護保険被保険者の要介護認定度を適正に管理し、介護保険の運営に必要な介護保険サービス提供を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。	介護保険被保険者の要介護認定に係る情報を適正に管理し、介護保険の運営に必要な介護保険サービス提供を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	システムの管理作業及び処理作業等。	システムの管理作業、処理作業及び帳票作成作業等。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法に係る要介護認定申請者、要支援認定申請者及び事業対象者	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 介護保険システム2((認定マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[O] 移転を行っている ( 4) 件	[O] 移転を行っている ( 5) 件	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3	介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(以下、「番号条例」という。)第4条第3項	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	(削除)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者	介護保険法のすべての認定申請に係る認定者	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ))</p> <p>5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先3</p> <p>①～⑦</p>	<p>移転先3</p> <p>健康福祉局地域福祉保健部 高齢施設課</p> <p>①法令上の根拠 番号法9条2項に基づく条例(今後制定予定)</p> <p>②移転先における用途 要支援及び要介護認定されていない者で、在宅高齢者のうち介護者の不在や日常生活に支障がある等ひとり暮らしが困難で生活支援を必要とする者を、施設へ短期間宿泊させることにより、日常生活に対する支援を行うため</p> <p>③移転する情報 認定情報(要介護状態区分コード)</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者</p> <p>⑥移転方法 庁内連携システム</p> <p>⑦時期・頻度 照会に応じて随時</p>	<p>移転先5</p> <p>健康福祉局高齢健康福祉部 高齢在宅支援課、高齢施設課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1第41項 番号条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 ・老人福祉法による措置の決定、費用の負担額決定に関する事務 ・老人福祉法による養護老人ホームの入所措置の決定、費用の負担額決定に関する事務</p> <p>③移転する情報 認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給限度基準額)</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者</p> <p>⑥移転方法 庁内連携システム・紙</p> <p>⑦時期・頻度 照会に応じて随時</p>	<p>事前</p>	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①～⑦		健康福祉局生活福祉部 生活支援課 ①法令上の根拠 番号法第19条第1項別表第一第63項 番号条例第4条第3項 ②移転先における用途 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給の実施又は配偶者支援金の支給に関する事務 ③移転する情報 認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給限度基準額) ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 介護保険法のすべての認定申請に係る認定者 ⑥移転方法 紙 ⑦時期・頻度 照会に応じて随時	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①～⑦		健康福祉局生活福祉部 生活支援課 ①法令上の根拠 番号条例第4条第1項及び第2項 ②移転先における用途 ・生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの ③移転する情報 認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給限度基準額) ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 介護保険法のすべての認定申請に係る認定者 ⑥移転方法 庁内連携システム・紙 ⑦時期・頻度 照会に応じて随時	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	・番号法第9条第1項別表第一第15項及び第63項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項及び第3項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①～⑤	移転先3 健康福祉局地域福祉保健部 高齢施設課 ①法令上の根拠 番号法9条2項に基づく条例(今後制定予定) ②移転先における用途 要支援及び要介護認定されていない者で、在宅高齢者のうち介護者の不在や日常生活に支障がある等ひとり暮らしが困難で生活支援を必要とする者を、施設へ短期間宿泊させることにより、日常生活に対する支援を行うため ③移転する情報 認定情報(要介護状態区分コード) ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 照会に応じて随時	移転先3 健康福祉局高齢健康福祉部 高齢在宅支援課、高齢施設課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1第41項 番号条例第4条第3項 ②移転先における用途 ・老人福祉法による措置の決定、費用の負担額決定に関する事務 ・老人福祉法による養護老人ホームの入所措置の決定、費用の負担額決定に関する事務 ③移転する情報 認定情報(受給者基本情報、要介護状態区分コード、認定済区分、認定期間開始年月日、認定期間終了年月日、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給限度基準額) ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者 ⑥移転方法 庁内連携システム・紙 ⑦時期・頻度 照会に応じて随時	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム2(認定マスタ)) 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①～⑤	移転先4 健康福祉局健康福祉部 高齢在宅支援課 ①法令上の根拠 番号法9条2項に基づく条例(今後制定予定) ②移転先における用途 ・ねたきり高齢者・ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業に関する事務 ・ねたきり高齢者・ひとり暮らし高齢者等日常生活用具貸与事業に関する事務 ・高齢者等住環境整備事業に関する事務 ・支援型ヘルパー給付事務に関する事務 ・食事サービス給付事務に関する事務 ・訪問理美容サービス給付事務に関する事務 ③移転する情報 認定情報(要介護状態区分コード) ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 介護保険法の要介護認定申請者、要介護更新認定申請者、要介護状態区分の変更の認定申請者、要支援認定申請者、要支援更新認定申請者、要支援状態区分の変更の認定申請者及びすべての認定申請に係る認定者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 照会に応じて随時	(削除)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]介護・高齢者福祉関係情報	[ ]介護・高齢者福祉関係情報	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月1日	平成27年10月5日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] その他 (機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム)	[○] その他 (地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	重要な変更該当する。
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	また、住所については、居住の事実を示す書類(公共料金の明細書や賃貸契約書等)を確認することにより住所認定を行っている。被保険者であることが確認できた後、介護保険システム1にて業務固有番号を取得し、統合番号連携ファイルに登録する。	(削除)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	介護保険では市町村の区域内に住所を有する者が第1号又は第2号(医療保険加入者に限る)被保険者となるため、住民登録外の者であっても、住民登録内の者と同様に被保険者としての管理が必要である。また、住所の確認については、居住の事実を示す書類(公共料金の明細書や賃貸契約書等)を確認することにより住所認定を行う。	住民登録の有無に関わらず、介護保険では市町村の区域内に住所を有する者が第1号又は第2号(医療保険加入者に限る)被保険者となるため、住民登録外の者であっても、住民登録内の者と同様に被保険者としての管理が必要である。また、住所の確認については、居住の事実を示す書類(公共料金の明細書や賃貸契約書等)を確認することにより住所認定を行う。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成27年10月1日	平成27年10月5日	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	未定	日本ソフトウェアマネジメント株式会社	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	未定	株式会社SH-Net	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	未定	東武デリバリー株式会社	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	・個人情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 統合番号連携ファイル		(介護保険システム2(認定マスタ)の次に記載)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 介護保険システム2(認定マスタ) 【申請年度情報】	被保険者番号 申請年月日 区コード 住所 氏名	統合番号 被保険者番号 申請年月日 区コード 住所 氏名	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 介護保険システム2(認定マスタ) 【認定情報】	受給者基本情報 要介護状態区分コード 認定済区分 認定期間開始年月日 認定期間終了年月日 認定申請年月日 介護認定審査会の意見 備考 区分支給限度基準額	性別 生年月日 年齢 続柄 電話番号 本籍・国籍 送付先 未納有無 認定調査結果 主治医意見書情報(健康状態、病歴を含む) 基本チェックリスト実施日 基本チェックリストの内容 要介護状態区分コード 認定済区分 認定期間開始年月日 認定期間終了年月日 認定申請年月日 横浜市介護認定審査会の意見 備考 区分支給限度基準額	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(介護保険システム2(認定マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	・従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。	・従事する者の担当業務を特定する。 ・担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(介護保険システム2(認定マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容		(末尾に次を追加) ・作業場所の外への持ち出し禁止	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報の提供・移転が行われる処理日程を定めた電算処理日程表を作成し、処理を実行する。 また、実行された処理の実行結果ログを記録する。	特定個人情報の提供・移転が行われる処理日程を定めた電算処理日程表を作成し、処理を実行する。 また、実行された処理の実行結果ログを記録する。 紙で個別に行った場合は、提供した結果をコピーして保存している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(介護保険システム2(認定マスタ)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール順守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、個人情報保護条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。 市民局市民情報室が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(介護保険システム2(認定マスタ))</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>磁気媒体又は紙での受け渡しの際は、提供又は移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。また、提供又は移転の際専用線を使用したり、庁内連携システムを介するなど閉塞したネットワークの中やりとりを行う。</p>	<p>磁気媒体又は紙での受け渡しの際は、提供又は移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。また、提供又は移転の際専用線を使用したり、庁内連携システムを介するなど閉塞したネットワークの中やりとりを行う。</p> <p>紙で個別に行った場合は、関係部署以外へは持ち出さず、使用後は速やかにシュレッダーにかけるように徹底している。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(介護保険システム2(認定マスタ))</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク3: 謝った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>システムにデータを格納する際は入力チェックを実施し誤った情報の登録を防止する。また、磁気媒体又は紙での受け渡しの際は、提供又は移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。さらに、提供又は移転の際専用線を使用したり、庁内連携システムを介するなど閉塞したネットワークの中やりとりを行う。</p>	<p>システムにデータを格納する際は入力チェックを実施し誤った情報の登録を防止する。また、磁気媒体又は紙での受け渡しの際は、提供又は移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。さらに、提供又は移転の際専用線を使用したり、庁内連携システムを介するなど閉塞したネットワークの中やりとりを行う。</p> <p>紙で個別に行った場合は、提供した結果をコピーして保存している。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(介護保険システム2(認定マスタ))</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p>(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(介護保険システム2(認定マスタ))</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室はIDカードを用いて厳重に管理する。</li> <li>・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・バックアップデータはサーバーのラックにて保管する。</li> <li>・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。</li> </ul>	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室はIDカードを用いて厳重に管理する。</li> <li>・サーバーのラックは施錠し、その鍵をオペレーターが管理し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・バックアップデータはサーバーのラックにて保管する。</li> <li>・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管し、その鍵を管理職が管理する。</li> </ul>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(統合番号連携ファイル)</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(介護保険システム2(認定マスタ))</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p> <p>具体的な制限方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事する者の担当業務を特定する。</li> <li>・担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(介護保険システム2(認定マスタ)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容		(末尾に次を追加) ・作業場所の外への持ち出し禁止	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(統合番号連携ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	
	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	南区役所 区政推進課広報相談係232-0018横浜市南区花之木町3-48-1 (電話 045-743-8121) 港南区役所 区政推進課広報相談係233-0004横浜市港南区港南中央通10-1 (電話 045-847-8321)	南区役所 区政推進課広報相談係232-0024横浜市南区浦舟町2-33 (電話 045-341-1112) 港南区役所 区政推進課広報相談係233-0004横浜市港南区港南4-2-10 (電話 045-847-8321)	事後	
	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	要介護認定者データベース、居宅介護サービス利用者データベース、統合番号連携ファイル	介護保険システム2(認定マスタ)、統合番号連携ファイル	事前	

## 過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

発生年月日	内容	件数	再発防止策
1 平成28年6月20日	区地域振興課の職員が、美術公募展 展応募者101名あてに、約30名ずつ3 回に分けて申込書受付通知メールを送 信する際、ほかの応募者のメールアド レスを宛先(CC)で送信した。	101件	複数の市民の方に大量にメールを送る場合には、メーリング リストからBCCに移す作業を複数の職員が目視するようミス をしにくい工夫を行う。
2 平成28年6月29日	区生活支援課の職員が、担当している 生活保護世帯全員のリストを、簡易宿泊 所の手洗いに置き忘れ、一時的にリスト を紛失した。(当該リストは後に発見さ れ、回収済み。)	106件	(1)原則受給世帯の個人情報は持ち出さないことを朝礼で再 確認することを徹底する。 (2)例外として、個人情報が記載されている資料を持ち出す場 合、個人情報持出簿に記入後、上司の決裁を受けるよう改め て徹底する。
3 平成29年4月12日	水道局の職員が、協会の会員企業 に、「ビジネスセミナーのご案内」を電子 メールで送信する際、会員企業164社の 175件のメールアドレスを、他の受信者 のメールアドレスが判別できない方式(B CC)に設定して送信すべきところ、全員 のメールアドレスが表示された状態(TO [宛先])で一斉送信した。	104件	(1)メールを送信する際、他の受信者のメールアドレスが判別 できない方式(BCC)になっているかどうかなど、複数人による ダブルチェックを再度徹底する。 (2)間違いを犯しやすい項目を抽出したチェックリストを活用す ることで、再発防止に努める。
4 平成29年8月8日	水道局の水道事務所で、水道料金・下水 道使用料の請求漏れを防ぐため、毎月 作成して処理を行っている「未請求者一 覧」という帳票7枚が所在不明となった。	最大112件	当該水道事務所では職員個人が未請求者一覧を保管してい たが、今後は、組織として管理ルールを徹底し紛失を防止。 また、未請求者一覧に処理内容の記載欄を設けるとともに、 ダブルチェックを徹底する。
5 平成29年10月27日	経済局が運営する「横浜ライフイノー ベーションプラットフォーム」の会員や関係者 向けに「セミナーのご案内」を電子メール で送信する際、他の受信者のメールアド レスが判別できない方式(BCC)に設定し て送信すべきところ、送信した139か所 のメールアドレスが表示された状態(TO[宛 先])で一斉送信した。	131件	当該職員のメール設定を、誤操作があってもすぐにメールが 送信されないよう変更。 また、個人情報を扱っていることを再認識し、特に、お互いに アドレスを知らないと思われる相手先にメールを送信する際 には、チェックリストを活用して注意するとともに、ダブル チェックの方法を、送信時だけでなく、作業開始時にも行う など再徹底する。
6 平成29年12月25日	地域ケアプラザ(指定管理者が運営)に おいて、通所介護送迎時に使用する送 迎専用ファイル1冊(139人分)を紛失し た。ファイルは直後に隣接する消防署の 職員により地域ケアプラザ裏の路上で拾 得され、警察に届けられていたため、回 収した。	139件	<地域ケアプラザ> 「個人情報保護マニュアル」の改定を検討する。また、送迎を 担当する職員は、ファイルの持ち出しはせずに、必要な情報 を地域ケアプラザ内で確認する。 それに加えて、全職員に事例を共有し、個人情報の取り扱い に対する指導を行い、再発防止を徹底する。 <区役所> 地域ケアプラザに対し、個人情報の管理の徹底を指示し、再 発防止に向けた研修を行うよう指導した。また、区内のケア プラザと今回の事例を共有し、全職員への注意喚起を要請し た。
7 平成30年8月9日	水道局の責任職が、職務上携帯してい る公用の携帯電話を帰宅途中に紛失し た。携帯電話は、セキュリティロックを していたが、水道局責任職が保有する公 用携帯電話の電話番号、メールアドレス 、水道局の職場電話番号及び水道局 責任職の自宅又は個人携帯電話番号 (158人分)が登録されていた。	158件	勤務時間内外における公用携帯電話の管理を徹底するとと もに、職務上取り扱う情報についても管理を徹底し、あらため て公用携帯電話を携帯する全職員へセキュリティロックを設 定すること等の注意喚起をする。
8 平成30年10月26日	地域ケアプラザ(指定管理者が運営)に おいて、子育て情報の電子メールを送信 する際、配信登録している方(123人分) のメールアドレスを、他の受信者のメー ルアドレスが判別できない方式(BCC)に 設定して送信すべきところ、全員のメー ルアドレスが表示された状態(TO)で一 斉送信した。	123件	外部の複数のメールアドレス宛にメールを送信する際は、 BCC にメールアドレスを入れることを確実に実施する。また、 ダブルチェックの実施について再度周知し、徹底する。
9 平成31年2月25日	「広報よこはま」の配送を受託しているド ライバー(再委託者)が当日の配送終了 後、配達先(自治会等)の担当者氏名、 住所、電話番号等が記載された配送伝 票を車に残したまま、事業所に戻らずに 自宅近くの駐車場に車を一晩駐車して いたところ、車上荒らし被害にあい当該配 送伝票を盗まれた。	189件	車から長時間離れる際には、車内に配送伝票を残さないよう 徹底するとともに、個人情報の取扱いについて、個人情報取 扱特記事項に基づき、適正に運用するよう事業者に対して再 度指導した。